

市町村名：尾道市

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
表紙	表紙	変更届出年月に修正(令和5年5月)	—
8	8	・尾道市域面積285.11km ² ⇒『284.88km ² 』	国土地理院の令和4年10月全国都道府県市区町村別面積調において、尾道市の面積が変更されたため
32	32	5 文化財の現状と特性 (1) 指定・登録文化財の分布状況 ・令和4年1月1日現在⇒『令和5年4月1日現在』 ・県指定80件⇒『79件』 ・市指定230件⇒『233件』 ・合計369件⇒『371件』 ・有形文化財274件⇒『277件』 ・登録有形文化財34件⇒『35件』 表1-2 文化財の種別指定状況 ・令和4年1月1日現在⇒『令和5年4月1日現在』 ・市指定美術工芸品138件⇒『141件』 ・市指定有形文化財小計156件⇒『159件』 ・有形文化財合計274件⇒『277件』 ・県指定記念物9件、小計12件、合計33件⇒『8件』、『11件』、『32件』 ・県指定文化財合計80件、市指定合計230件、合計369件⇒『79件』、『233件』、『371件』	文化財について、令和5年4月1日現在の数値及び内容に経年修正したため ※市指定有形文化財を3件追加(仏像7軀) ※登録有形文化財を1件追加(旧尾道市役所百島支所) ※県指定天然記念物を1件指定解除(瀬戸田の単葉松)
33	33	・『旧尾道市役所百島支所』を図示 ・『瀬戸田の単葉松』を消去	同上
34	34	・有形登録文化財34件⇒『35件』 ・近代化遺産に関するもの6件⇒『7件』	同上
35	35	・県指定文化財80件⇒『79件』 ・天然記念物9件⇒『8件』	同上
36	36	・市指定文化財224件⇒『233件』 ・有形文化財(建造物)17件⇒『18件』 ・同(美術工芸品)133件⇒『141件』 ・計150件⇒『159件』 ・市指定文化財の2/3(67.0%)⇒『68.2%』	同上
47	47	・『旧尾道市役所百島支所』を図示 ・『瀬戸田の単葉松』を消去	同上
139	139	・『旧尾道市役所百島支所』を図示 ・『瀬戸田の単葉松』を消去	同上
193	193	歴史的建造物に関する事業 ⇒『歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する事業』	P183に掲載の事業一覧表に記載している表現と統一するため
235	235	※文化財の追加 ・分類⇒『建造物』 ・種別⇒『登録有形文化財』 ・名称⇒『旧尾道市役所百島支所』 ・員数⇒『1棟』 ・指定年月日⇒『R4 10 31』 ・所在地⇒『尾道市百島町』 ・所有者⇒『民間』	文化財について、令和5年4月1日現在の数値及び内容に経年修正したため ※市指定有形文化財を3件追加(仏像7軀) ※登録有形文化財を1件追加(旧尾道市役所百島支所) ※県指定天然記念物を1件指定解除(瀬戸田の単葉松)
238	238	※文化財の指定解除 ・分類⇒『史跡・名勝・天然記念物』 ・種別⇒『県天然記念物』 ・名称⇒『瀬戸田の単葉松』 ・員数⇒『1株』 ・指定年月日⇒『S29 11 11』 ・所在地⇒『尾道市瀬戸田町』 ・所有者⇒『個人』	同上
243	243	※文化財の追加 ・分類⇒『彫刻』 ・種別⇒『市重要文化財』 ・名称⇒『銅造十一面観音菩薩立像』 ・員数⇒『1軀』 ・指定年月日⇒『R4 5 2』 ・所在地⇒『尾道市御調町』 ・所有者⇒『宗教法人』	同上
243	243	※文化財の追加 ・分類⇒『彫刻』 ・種別⇒『市重要文化財』 ・名称⇒『木造薬師如来坐像および両脇侍立像』 ・員数⇒『3軀』 ・指定年月日⇒『R4 5 2』 ・所在地⇒『尾道市因島原町』 ・所有者⇒『宗教法人』	同上
243	243	※文化財の追加 ・分類⇒『彫刻』 ・種別⇒『市重要文化財』 ・名称⇒『木造十一面観音菩薩坐像・木造聖観音菩薩坐像・木造如意輪観音菩薩坐像』 ・員数⇒『3軀』 ・指定年月日⇒『R5 3 24』 ・所在地⇒『尾道市長江一丁目』 ・所有者⇒『宗教法人』	同上